

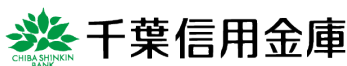
# 紙の手形・小切手 利用廃止へ



**2027年3月末までに  
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。**

政府方針<sup>(※)</sup>をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



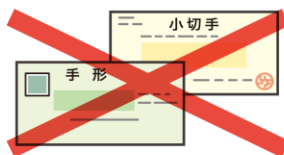
**Q**

## 2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

**A**

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒して手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

## 電子的決済サービスには 何があるの？

**A**

でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

**電子化の  
メリット****1****コスト削減**

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

**2****事務負担軽減**

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

**3****リスク低減**

- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

**Q**

## 電子的決済サービスの導入は 難しいの？

**A**

かんたん3ステップで導入できます。

**STEP 1****金融機関へ  
ご相談/申込**

事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

**STEP 2****取引先へ  
ご案内**

でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

**STEP 3****社内の  
導入準備**

事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！